

平成29年6月29日

株主各位

東京都中央区佃二丁目1番6号

三井住友建設株式会社

代表取締役社長 新井 英雄

株式併合に伴う当社株式のお取扱いについて

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第14期定時株主総会において、平成29年10月1日（日）付をもって、当社普通株式5株を1株に併合することを決議いたしました。

つきましては、平成29年9月30日（土）（ただし、平成29年9月30日は株主名簿管理人の休業日につき実質上は同年9月29日）最終の当社株主名簿に記録されました株主様および登録株式質権者様（以下、株主様といいます。）に対し、ご所有株式5株につき1株の割合をもって株式併合後の株式を割当交付いたします。なお、この株式併合に伴う株主様のお手続きは特段ございませんので念のため申し添えます。

敬 具

記

1. 株式併合後の株式の割当および方法

平成29年9月30日（土）（ただし、平成29年9月30日は株主名簿管理人の休業日につき実質上は同年9月29日）最終の当社株主名簿に記録されました株主様に対し、ご所有株式5株につき1株の割合をもって株式併合後の株式を割当交付いたします。なお、「株式併合に伴う割当株式数のご通知」は、平成29年10月下旬にお届けのご住所またはご指定の場所あてにご送付申し上げる予定です。

2. 単元未満株式の買取・買増請求について

買取・買増請求の日程は下記のとおりとなります。

(1) 買取請求の日程について

年 月 日	買取請求のお取扱い
平成29年9月25日（月）	買取請求取次依頼書の受付は、左記日付まで従来どおりお取扱いいたします。(*)
平成29年9月26日（火） ） 平成29年9月29日（金）	この期間中は、買取請求の受付を停止させていただきます。
平成29年10月2日（月）	買取請求取次依頼書の受付を再開いたします。取次依頼書には 株式併合後の単元未満（100株未満）の株式数 をご記入ください。

(2) 買増請求の日程について

年 月 日	買増請求のお取扱い
平成29年 9 月13日 (水)	買増請求取次依頼書の受付は、左記日付まで従来どおりお取扱いいたします。(※)
平成29年 9 月14日 (木) ┆ 平成29年 9 月29日 (金)	この期間中は、買増請求の受付を停止させていただきます。
平成29年10月 2 日 (月)	買増請求取次依頼書の受付を再開いたします。取次依頼書には 株式併合後の単元未満(100株未満)の株式数 をご記入ください。

(※) 買取・買増請求の受付日程は、(株)証券保管振替機構が定める標準日程を記載しております。
実際の受付日程は証券会社等により異なる場合がございますので、詳細はお取引の証券会社等にご確認ください。

3. 端数株処分代金のお支払い

株式併合により生じた1株未満の端数につきましては、法定の手続きにより処分し、その数に応じて平成29年11月中旬(予定)に端数株処分代金のお支払いを開始いたします。

その他、ご不明な点がございましたら、以下の照会先までお問い合わせください。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社
照会先 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
☎ 0120-782-031 (平日 9:00~17:00)

以 上